

社会福祉法人 平井保育園

理事、監事及び評議員報酬等支給基準

社会福祉法人平井保育園理事、監事及び評議員報酬等支給基準は、定款第 8 条及び第 21 条の定めに従い、法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給について次のとおり定めるものである。

記

理事 無報酬

監事 無報酬

評議員 無報酬